

第 3 号

令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 繰越明許費

款	項	金額
1 土 木 費		千円 400,000
	1 都 市 計 画 費	400,000
合 計		400,000